

■ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業に関するQ&A

本事業について

Q1

事業内容を教えてください。

A1

この事業は、都内の障害福祉サービス等事業所及び都外施設（東京都が定める都外独占施設、協定施設等）で働く職員が、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師（以下、「社会、介護、精神、心理師」という。）を取得するための経費について法人が支出した経費の1/2を助成する制度です。

詳しくは交付実施要綱P25を御覧ください。

Q2

現任介護職員資格取得支援事業（以下、「現任介護」という。）と現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業（以下「現任障害」という。）の違いを教えてください。

A2

現任介護は、「都内に在住する介護サービスを提供する事業所」を対象としているのに対して、現任障害は「都内に所在する障害福祉サービス等を提供する民間の事業所及び都外施設」が対象です。

また、現任介護は「**1法人につき10名まで**」申請可能ですが、現任障害は「**1事業所につき原則1名**」が助成可能で法人単位での制限はありません。

さらに、対象国家資格試験は現任介護が「介護福祉士国家資格試験」のみに対して、現任障害は「介護」だけでなく「社会」「精神」「心理師」も対象となります。

窓口、担当者も異なるため申請の際には御注意ください。

	現任介護	現任障害
対象事業所	介護サービス事業所	障害福祉サービス等事業所
助成基準	1法人につき 10名まで	1事業所原則1名 (※サービス種別ごとに1名)
対象となる 国家資格	介護のみ	社会 介護 精神 公認心理師

Q3

現任介護で申請をしている事業所が、現任障害を申請することは可能ですか。

A3

申請できます。

<p>Q4</p> <p>現任介護と現任障害で同一人物を申請してもいいですか。</p>	<p>A4</p> <p>同一人物は申請できません。どちらの事業にて申請するか選択していただきます。</p>
<p>Q5</p> <p>令和4年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金（以下「キャリアパス補助金」という。）と併用して申請することは可能ですか。</p> <p>なお、キャリアパス補助金については、既に交付申請書の提出を済ませているものとします。</p>	<p>A5</p> <p><u>キャリアパス補助金の事業計画に計上をした経費以外について申請可能</u>です。</p> <p>例えば、キャリアパス補助金で実務者研修の受講料を対象経費として計上した場合には、本助成金での申請はできませんが、その受講料以外の経費については、申請可能です。</p> <p>*御不明点がありましたら、事前にお問い合わせください。</p>
<p>申請について</p>	
<p>Q6</p> <p>法人から職員への支出は、合否結果がでてからおこなっており、<u>年度を越してから支出している</u>。この場合、令和4年度として申請できますか。</p>	<p>A6</p> <p>職員が受験した年度内での支出でないと助成対象にはなりません。</p>
<p>Q7</p> <p>法人から職員への支出を合否結果がでてから行っており、交付申請の段階で支出するか不明な場合には申請できませんか。</p>	<p>A7</p> <p>申請できます。</p> <p>交付申請書を提出していただき、支出しないと決まった場合は実績報告の際に取下げ申請をしていただきます。</p>
<p>Q8</p> <p>受験は今年度ではないけれど、参考図書を購入している職員がおり、法人としても支援しています。この場合、申請できますか。</p>	<p>A8</p> <p>申請できません。</p> <p>今年度受験する職員が対象となるので、現在法人が支援したとしても対象にはなりません。</p>
<p>Q9</p> <p><u>1事業所1名の申請となっていますが、1サービスごとに1名で申請できますか。</u></p>	<p>A9</p> <p>申請できます。</p> <p><u>同一所在地での複数の障害福祉サービスを提供している場合、サービス種別ごとに申請可能。</u></p>
<p>Q10</p> <p>実際に職員が支出した費用は10万円を超えていますが、法人としての支出は10万円を上限としています。このような場合でも申請できますか。</p>	<p>A10</p> <p>申請できます。</p> <p>別記様式第1号-2の「事業計画及び経費見込内訳」には、法人支出見込合計額を10万円になるように調整し、記入してください。</p>

対象資格について

Q11

職員が同時受験（例：社会と精神の2つを受験）をする場合、複数の申請をしてもよいですか。

A11

申請できません。4資格（社会、介護、精神、心理師）のうちいずれかを選択していただきます。

Q12

当初申請した資格試験を変更することは可能ですか。

A12

変更はできません。

例：) 社会福祉士国家試験→精神保健福祉士への変更

Q13

4資格（社会、介護、精神、心理師）試験の他に、保育士の資格や管理栄養士の資格も対象になりますか。

A13

4資格のみ対象となります。

Q14

来年度受験する職員は、今年度申請できますか。

A14

申請できません。今年度、交付申請の対象となる方は、以下のとおりです。

- ・社会福祉士・介護福祉士⇒第35回を受験する方
- ・精神保健福祉士⇒第25回を受験する方
- ・公認心理師⇒第5回を受験する方

対象経費について

Q15

領収書類の日付について、対象期間がありますか。

A15

助成対象となる領収書の日付は、原則、令和4年4月1日から令和5年3月31日までのものになります。

ただし、心理師の対象期間のみ令和3年11月1日から令和4年8月31日となります。

Q16

過去に職員が支払いをした「実務者研修費用」や「養成学校費用」、「現任講習会費用」等の領収書は対象となりますか。

A16

対象となります。

ただし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に法人が職員へ支払った場合のみとなります。

また、心理師は令和3年11月1日から令和4年8月31日までの間に法人が職員へ支払った場合に対象となります。

Q17

職員本人が立て替えて支払った分も助成対象となりますか。

また、法人が職員に支払いをしたことの証明はどのようにすればよいですか。

A17

助成対象となります。

職員本人が立て替えて支払った場合でも令和4年4月1日から令和5年3月31日（心理師は令和3年11月1日から令和4年8月31日）までの間に、対象法人が職員に対してその経費を支払い、職員の受領印を押印した「支払証明書」（別記様式第1号-4 別紙1-1, 1-2）の提出があれば、助成対象となります。

Q18

次の経費も対象になりますか。

- ・受験申込書類の郵送料
- ・受験用写真等に確認票に貼付する写真代
- ・受験料の振込手数料
- ・講習会参加の際の交通費
- ・合格後の免許登録税や登録手数料

A18

いずれの経費も助成対象とはなりません。

*その他の経費で御不明な点がありましたら、事前にお問合わせください。

Q19

対象経費の支払い時に、以下のケースのような「金額換金可能な各種ポイントが付与された場合」本補助金を申請する際、どのように取り扱えばよいでしょうか。

- ・購入時に使用したポイントカードのポイント
- ・ショッピング・クレジットカード利用の際、付与されるポイント

A19

本助成金を申請することはできますが、各種ポイント相当額については、支出額から控除することが必要です。必ず別記様式1号-2 2助成金交付申請内訳の「付与されたポイント、給付金、その他収入額」に計上し対象経費の実支出額から控除してください。確認できる根拠資料（ポイント付与の条件（何円購入で何ポイント）や1ポイント当たりの換金率が記載されたカード会社の規約等）を提出してください。対象経費の支払時に付与されたポイントを使用する予定がない場合であっても同様です。

Q20

スマホのアプリは助成対象ですか。

A20

助成対象となります。購入したアプリ名、購入者名、購入金額、購入した日付が分かる箇所のコピーを御提出ください。

例【購入済】の画面のコピー

通信会社の請求書の該当部分のコピー

引落し口座の該当部分のコピー

なお、経費内訳については【参考図書費用】の欄に計上してください。

Q21

「介護職員初任者研修」は助成対象になりますか。

A21

法人が支払をしたとしても、助成対象にはなりません。

Q22

養成学校等への入学金は、助成対象となりますか。

A22

助成対象となります。

対象者について

Q23

途中で申請者を別の職員に変更できますか。

A23

変更できません。

Q24

非常勤の職員は、申請できますか。

A24

申請できます。

<p>Q25 地方公共団体が指定する施設職員は申請できますか。</p>	<p>A25 申請できません。</p>
<p>Q26 施設長などの管理者も申請できますか。</p>	<p>A26 申請できます。</p>
<p>Q27 今年度 A 事業所にいる者が来年度 B 事業所に異動する可能性がある場合、申請できますか。</p>	<p>A27 申請できます。異動した場合は実績報告書の備考欄に交付申請時の事業所名を記入してください。</p>
<p>申請様式について</p>	
<p>Q28 交付申請の際に提出した別記様式第 1 号 - 2 (事業計画及び経費見込内訳) の事業計画内訳は変更可能ですか。</p>	<p>A28 変更可能です。</p>
<p>Q29 別記様式第 1 号 - 2 (事業計画及び経費見込内訳) の 1 にある 【①既支出額】 【②支出予定額】 【③法人支出見込合計額】 について教えてください。</p>	<p>A29 【①既支出額】 申請時点で既に法人が職員に支払い済みの対象経費がある場合記入してください。(別記様式第 1 号 - 4 に貼付した領収書で、余白に「支払済」「法人直接払い」「宛名が法人名」と記入されている経費) 【②支出予定額】 これから法人が職員に対し支出する予定の金額を記入してください。記入の際には、既支出済額を二重計上しないよう注意してください。(別記様式第 1 号 - 4 に貼付した領収書で、余白に「支払予定」と記入されている経費、交付申請後に発生する予定の経費、領収書が手元のない経費) 【③法人支出見込合計額】 法人が職員に対し合格した場合に、支援する予定の合計金額(既支出済額と支出予定額を足した額)を記入してください。</p>
<p>Q30 申込時に、別記様式第 1 号 - 3 (受験手数料振替払込請求書兼受領書報告書) に、「振替払込請求書兼受領証」のコピーを貼付せよと提出しましたが、その後見つかりました。この場合は、どうすればよいですか。</p>	<p>A30 早急に当財団まで御提出ください。</p>

<p>Q31</p> <p>別記様式第1号-3（受験手数料振替払込請求書兼受領書報告書）に添付した「振替払込請求書兼受領証」は、別記様式第1号-4（領収書類提出様式）にも貼付し、提出しないとはいけませんか。</p>	<p>A31</p> <p>振替払込請求書兼受領証を別記様式第1号-4（領収書類提出様式）に添付する必要はありません。</p>
<p>Q32</p> <p>別記様式第1号-4（領収書類提出様式）は交付申請締切日までに、必ず提出しなくてははいけませんか。</p>	<p>A32</p> <p>交付申請時での提出は必須ではありません。 締切日までにお持ちの対象経費の領収書を貼付してください。 * 締切後発生した経費の領収書は、1月中旬頃に別途提出するよう通知文の送付や当財団ホームページにてお知らせします。</p>
<p>Q33</p> <p>交付申請後、4月の実績報告で、交付予定額を超えて請求することは可能ですか。</p>	<p>A33</p> <p>いかなる理由であっても、<u>交付予定額を超えての請求はできません。</u></p>
<p>Q34</p> <p>「振替払込請求書兼受領証」をなくしてしまいました。申請できますか。</p>	<p>A34</p> <p>申請できます。 別記様式第1号-3（受験手数料振替払込請求書兼受領書報告書）に紛失した旨を御記入ください。4月の実績報告の際に、<u>「受験票のコピー」</u>を御提出ください。 こちらの提出がない場合、受験した確認が取れないため、助成対象外となります。</p>
<p>Q35</p> <p>様式に誤って記入した場合、修正テープを使用してもいいですか。</p>	<p>A35</p> <p>修正テープは使用せず、作成し直すか、訂正印を押印のうえ記入し直して提出してください。</p>
<p>Q36</p> <p>事業所ごとに支払金口座振替依頼書を提出し、助成金を受取ることは可能ですか。</p>	<p>A36</p> <p>支払金口座振替依頼書を複数提出することはできません。法人で1枚の作成になります。</p>
<p>Q37</p> <p>別記様式第1号-6（受領委任書）はどういう時に必要になりますか。</p>	<p>A37</p> <p>法人名義の口座でなく、事業所の施設長等の口座を振込先としたいときに提出が必要となります。</p>
<p>Q38</p> <p>まだ支払は済んでいないのですが、支払証明書の「法人支払日」には、支払予定日を記入し提出すればよいですか。</p>	<p>A38</p> <p>支払証明書は支払いを済ませたことを証明する書式となりますので、支払の済んでいないものは支払確定後に支払証明書を作成いただき4月初旬の実績報告書と一緒に御提出ください。</p>

その他

Q39

「教育訓練給付金」を受けました。
この場合、助成対象となりますか。

A39

教育訓練給付金の該当金額以外については、助成対象となりま
す。